2017年中国知的財産権保護状況

中華人民共和国国家知識産権局

目 次

_,	制度建設	1
<u> </u>	審査・登録	2
三、	法執行	4
	仕組みと能力の建設	
五、	宣伝	13
六、	教育研修	16
七、	国際協力	18

2017年中国知的財產権保護状況

2017年は国家知的財産戦略の実施徹底、知的財産強国建設強化の重要な年である。中国共産党第 19 回全国代表大会が円満に開催され、イノベーション文化の提唱、知的財産権の創造、保護、活用の強化が提案された。習近平総書記は第 19 期「改革の全面的深化の中央指導者グループ」第 1 回会議を招集・主宰しかつ重要演説を行い、「知的財産の保護=革新の保護」との理念を樹立し、科学技術革新の法的環境を最適化する必要があると強調した。李克強総理は 11 月 22 日に国務院常務会議を招集・主宰し、「知的財産権侵害コストが低く、権利保護コストが高い」との課題の解決に取り組む必要があると指摘した。各地域、各部門は党中央、国務院の手配を真剣に実施し、知的財産権保護の各取り組みが積極的な進捗を遂げた。

一、制度建設

2017年、各知的財産部門は社会発展の需要に応じて、知的財産関連法律法規の健全化、整備を図り続け、知的財産制度建設の新たな一歩を踏み出した。

元国務院法制弁公室は、関係部門と共同して法律法規の改正を適切に行った。国務院の2017年立法業務計画に従って「専利法」「専利代理条例」の改正を積極的に推進し、「専利法改正案(草案)」「専利代理条例(改正草案)」を形成し、国務院常務会議に提出して審議を行った。全国人民代表大会常務委員会による「反不正当競争法(改訂草案)」の審議に積極的に協力し、「反不正当競争法」は2017年11月4日付で第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議にて改正のうえ可決された。

国家知識産権局は、「専利法」「専利代理条例」の改正の推進に積極的に協力し、「専利審査指南」「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」「専利優先審査管理弁法」などの部門規則を改正した。

元国家工商行政管理総局は、「反不正当競争法」の改正の完成に協力し、商業標識と営業秘密の保護を強化した。「オリンピック標章保護条例」の改正を積極的に推進し、「オリンピック標章保護条例(改正草案送審稿)」を形成した。「商標のオンライン出願暫定規定」を制定かつ公布した。

国家版権局は、全国人民代表大会常務委員会による著作権法の法執行検査の展開に 積極的に協力し、「著作権法」の改正の推進に協力し、「著作権法(改正草案送審稿)」 を改正しかつ再提出した。

元文化部は、「公共図書館法」の制定を積極的に推進し、「文化産業促進法草案(意

見募集稿)」を起草し、知的財産権保護の関連内容を特別に規定した。「公共図書館法」 は第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で審議・可決された。

元農業部は、元国家林業局と共同して「植物新品種保護条例」の改正を推進し、「植物新品種保護条例(改正草案)」を形成した。最高人民法院による「植物新品種紛争事件の審理における若干問題に関する解釈」「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用問題に関する若干規定」の改正・整備に協力した。元農業部は、「外国の農産物地理的表示登録審査規定」を印刷・配布し、「農業植物新品種権侵害事件処理規定」「農業植物新品種権行政法執行規程」を起草し、規範化管理を強化した。

元国家林業局は、「林業植物新品種の区別性、均一性、安定性テストにおける類似 品種決定規則」を起草し、林業植物新品種の保護を強化した。

最高人民法院は、民法典における知的財産関連内容の編集・研究に積極的に参加し、「専利法」「著作権法」「反不正当競争法」「商標法実施条例」「植物新品種保護条例」などの法律法規の改正に参加した。「最高人民法院による商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件の審理における若干問題に関する規定」を公布かつ実施し、商標の権利付与・権利確定に係わる行政事件規則を一層整備した。

二、審査・登録

2017年、中国の知的財産審査・登録件数は継続的に増加し、審査品質と効率は引き続き向上し、審査・登録は新たな進展を遂げた。

専利出願件数は継続的に増加した。年間発明専利出願件数は 138.2 万件に達し、前年同期比 14.2%増で、7年連続で世界一であった。実用新案専利出願件数は 168.7 万件に達し、前年同期比 22.7%増であった。意匠専利出願件数は 62.9 万件に達し、前年同期比 2.4%増であった。

専利審査能力は継続的に強まった。年間 256.0 万件の専利出願を審決し、前年同期 比 11.0%増であった。そのうち、74.4 万件の発明専利出願が結審され、前年同期比 10.2%増で、平均審査期間を 22 ヶ月に抑えた。

年間を通して、合計で42.0万件の発明専利の登録を査定し、前年同期比3.9%増であった。97.3万件の実用新案専利の登録を査定し、前年同期比7.7%増であった。44.3万件の意匠専利の登録を査定し、前年同期比0.7%減であった。2017年末まで、1万人当たりの発明専利の保有件数(香港・マカオ・台湾を含まない)は9.8件に達した。

年間を通して、「特許協力条約」に基づいて提出した国際出願を 50,674 件受理し、 前年同期比 12.5%増であった。中国の国内段階に移行した国際出願は 86,753 件で、 前年同期比 4.8%増で、そのうち発明専利出願は 85,607 件、実用新案専利出願は 1,146 件であった。

年間を通して、集積回路レイアウト設計の登録出願を 3,228 件受入れ、2,670 件につき登記・公告し、証書を発行した。2017 年末まで、集積回路レイアウト設計の登録出願を 18,763 件受入れ、16,713 件につき登記・公告し、証書を発行した。

年間を通して、専利の質権設定登記出願を 4,177 件処理し、質権設定金額は 720 億元で、前年同期比 65%増であった。

商標登録出願の受理件数は継続的に大幅に増加した。年間を通して、商標登録出願を 574.82 万件受理し、前年同期比 55.72%増で、16 年連続で世界一であった。商標登録審査件数は 425.20 万件に達し、前年同期比 36.68%増であった。2017 年末まで、商標の累計出願件数は 2,784.23 万件に達し、累計登録件数は 1,730.10 万件に達し、商標の有効登録件数は 1,491.98 万件に達した。地理的表示の商標登録保護は継続的に強化された。年間を通して、532 件の地理的表示団体商標、証明商標登録を許可した。2017 年末まで、累計で 3,906 件の地理的表示団体商標、証明商標の登録を許可した。

マドリッド協定議定書による商標の国際登録の出願件数は緩やかに増加した。国際 出願人が提出したマドリッド協定議定書による商標の国際登録出願は 4,810 件 (1 件 の商標を多数の国で出願)で、前年同期比 59.6%増で、初めてマドリッド連盟ランキ ングのトップ 3 に躍進し、累計有効登録件数は 25,006 件に達した。外国出願人が中 国を指定したマドリッド協定議定書による商標の国際登録出願は 26,148 件で、13 年 連続してマドリッド連盟の第 1 位を占め、累計有効登録出願件数は 25.2 万件に達し た。

年間を通して、商標質権設定登記申請を 1,291 件処理し、質権設定金額は 370.23 億元であった。

著作権登録は急速に成長した。年間の著作権登録総件数は 274.7 万件に達し、前年同期比 36.86%増であった。そのうち、作品登録は 200.1 万件、前年同期比 25.15%増で、コンピューターソフトウェア著作権登録件数は 74.53 万件に達し、前年同期比 82.79%増であった。

年間を通して、著作権質権設定登記を 299 件処理し、29.74 億元の主たる債務に関わった。

農業植物新品種権出願の受理件数は継続的に増加した。年間を通して、農業植物新品種権出願を3,842件受理し、そのうち、国内主体は90%を占め、外国主体は10%を占めた。農業植物新品種権の権利付与件数は1,486件に達し、そのうち、国内主体は92.8%を占め、外国主体は7.2%を占めた。2017年末まで、累計で農業植物新品種権出願を21,917件受理し、9,681件に品種権を付与した。年間を通して、農産物地理的表示登録証書を公告・発行した製品は238種に達した。2017年末まで、全国におい

て累計で農産物地理的表示登録証書を公告・発行した製品は 2,242 種に達した。

林業植物新品種権出願件数と審査件数は大幅に増加した。年間を通して林業植物新品種権出願を計 623 件受理し、前年同期比 55.8%増であった。423 の出願品種に対して区別性、均一性、安定性の現場審査を完成し、前年同期比 95.8%増であった。272 の実体審査資料を補正し、前年同期比 48.6%増であった。品種権を付与されたのは160 件であった。2017 年末まで、受理された林業植物新品種権出願は累計で 2,811 件、品種権を付与されたのは 1,358 件であった。

知的財産税関保護届出申請件数と審査件数は安定的に維持された。年間を通して、知的財産税関保護届出申請を計 11,991 件受理し、12,066 件の審査を終了し、9,199 件の届出を許可した。そのうち、国内権利者による届出件数は 5,239 件で、前年同期比 2%近く増加した。処理された取消届出申請は 593 件、受理された届出取下げ事件は 14 件、完了したのは 12 件であった。そのうち、受理された知的財産権保護システムにおける権利者ユーザーによる登録申請は 2,512 件、届出が許可されたのは 2,362 件であった。

三、法執行

2017年、国務院の統一的手配に従い、全国知的財産権侵害と模倣・粗悪商品製造・販売取締活動指導者グループの組織・指導及び国務院知的財産戦略実施工作部際聯席会議の統一協調の下で、知的財産権保護各部門は、法執行を一層強化し、重点分野の摘発を継続的に推進し、日常の監督管理に力を入れた。全国における各級裁判機関が1年間に結審した各種の知的財産事件は22.6万件近くであった。検察機関は3,880件の知的財産権侵害関連犯罪事件につき、7,157人を起訴した。公安機関が摘発した各種の権利侵害・模倣事件は1.7万件近く、逮捕した犯罪嫌疑者は2.2万名近くであった。行政法執行機関が摘発した各種の権利侵害・模倣事件は計約20万件であった。

(一) 司法保護

2017年、全国における各級司法機関は党中央の精神を真剣に徹底し、法に従って知的財産権司法保護の職責を履行し、知的財産戦略の実施及び知的財産強国の建設に司法保障を提供した。

人民法院は、知的財産権民事裁判を強化し、知的財産権を厳格に保護し、権利者に十分な司法救済を提供した。2017年、全国における地方人民法院は知的財産権民事第一審事件を計201,039件新規受理し、192,938件結審し、前年同期比それぞれ47.24%、46.37%増であった。そのうち、新規受理した専利事件は16,010件で、前年同期比29.56%増、商標事件は37,946件で、前年同期比39.58%増、著作権事件は137,267件で、前年同期比57.80%増、技術契約事件は2,098件で、前年同期比12.62%減、

不正競争事件は 2,543 件 (独占民事事件は 114 件を含む)で、前年同期比 11.24%増、その他の知的財産権民事紛争事件は 5,175 件で、前年同期比 2.60%減であった。全国における地方人民法院が新規受理した知的財産権民事第二審事件は計 21,818 件で、結審したのは 20,525 件で、前年同期比それぞれ 4.92%、0.94%増であった。全国における地方人民法院は知的財産権民事再審事件を計 77 件新規受理し、55 件結審し、前年同期比それぞれ 2.5%、35.29%減であった。最高人民法院は知的財産権民事事件を計 503 件新規処理し、493 件結審し、前年同期比それぞれ 36.31%、28.72%増であった。そのうち、第二審事件を 15 件新規受理し、13 件結審した。再審申請事件を 452 件新規受理し、442 件結審した。提審事件を 21 件新規受理し、21 件結審した。

人民法院は、行政裁判職能を充分に発揮し、法に基づく行政を促進した。2017年、全国における地方人民法院は知的財産行政第一審事件を計8,820件新規受理し、6,390件結審し、前年同期比それぞれ22.74%、2.24%増であった。新規受理事件のうち、専利事件は872件で、前年同期比22.35%減、商標事件は7,931件で、前年同期比32.40%増、著作権事件は17件で、前年同期比45.95%減であった。全国における地方人民法院は知的財産行政第二審事件を計882件新規受理し、1,146件結審した。結審事件のうち、964件原判決を維持し、150件再審判決し、5件返送して再審し、24件訴訟を取り下げ、1件棄却し、2件その他の方式で結審した。最高人民法院は知的財産行政事件を391件新規受理し、412件結審し、前年同期比それぞれ10.14%、17.05%増であった。そのうち、再審申請事件を346件新規受理し、366件結審した。提審事件を35件新規受理し、37件結審した。

人民法院は、法に基づき知的財産権刑事事件を審理し、知的財産権侵害犯罪を懲罰した。2017年、全国における地方人民法院は計3,621件知的財産権侵害罪第一審事件を新規受理し、3,642件結審し、前年同期比それぞれ4.69%、6.69%減であった。結審事件のうち、登録商標詐称罪に係わる事件は1,687件で、前年同期比5.91%減、登録商標詐称商品販売罪事件は1,494件で、前年同期比3.18%減、登録商標標識の不法製造・不法製造した登録商標標識販売罪事件は260件で、前年同期比16.40%減、専利詐称罪事件は1件で、著作権侵害罪事件は170件で、前年同期比17.87%減、権利侵害複製物販売罪事件は4件で、前年同期と同じレベルを維持し、営業秘密侵害罪事件は26件で、前年同期比35%減であった。全国における地方人民法院は計1,100件知的財産権侵害に係わる粗悪商品生産販売罪事件を結審し、前年同期比61.47%減であった。全国における地方人民法院は533件知的財産権に係わる刑事第二審事件を新規受理し、540件結審し、前年同期比それぞれ32.27%、33.50%減であった。

全国検察機関は、法に基づき検察職能を履行し、各種の知的財産権侵害犯罪行為を 懲罰した。逮捕許可・起訴の面で、全国検察機関は年間計 2,510 件の知的財産権侵害 罪事件につき 4,272 人の逮捕を許可し、3,880 件につき 7,157 人を起訴した。そのう ち、1,131件の登録商標詐称罪につき 2,094人の逮捕を許可し、1,703件につき 3,310人を起訴した。1,022件の登録商標詐称商品販売罪につき 1,543人の逮捕を許可し、1,532件につき 2,643人を起訴した。194件の登録商標標識の不法製造・不法製造した登録商標標識販売罪につき 338人の逮捕を許可し、253件につき 516人を起訴した。3件の専利詐称罪につき 3人の逮捕を許可し、1件につき 2人を起訴した。67件の著作権侵害罪につき 115人の逮捕を許可し、156件につき 272人を起訴した。4件の権利侵害複製物販売罪につき 6人の逮捕を許可し、5件につき 6人を起訴した。32件の営業秘密侵害罪につき 59人の逮捕を許可し、24件につき 61人を起訴した。数罪に知的財産権侵害罪が含まれる事件 9件につき 27人の逮捕を許可し、45件につき 40人を起訴した。他罪に知的財産権侵害行為が含まれる事件 48件につき 87人の逮捕を許可し、161件につき 308人を起訴した。

刑事訴訟監督の面で、全国検察機関は知的財産権侵害犯罪取締を重点とし、行政法執行機関の犯罪嫌疑事件の移送及び公安機関の法に基づく立件に対する監督を深く展開し、事件を移送しない、事件を立件しない、懲罰で刑罰を代替することを防止・是正した。2017年、全国における検察機関は行政法執行機関に知的財産権侵害犯罪嫌疑事件313件につき376人の移送を提案し、行政法執行機関は313件につき376人を移送した。公安機関は知的財産権侵害犯罪案件180件、211人に対する立件を監督した。

公安部は、全国公安機関を手配して知的財産権侵害犯罪行為を継続的に取締まった。「雲端 2017」特別キャンペーンの手配に基づき、105 件の重大・特大事件を公告掲示して監督し、全過程を監督・指導し、各地の重点的突破を推進した。知的財産権侵害犯罪の集中取締「春雷」キャンペーンの展開を組織し、3,832 件を摘発し、容疑者を5,122 人逮捕し、知的財産権侵害犯罪取締の新たな勢いを巻き起こした。全国公安機関は年間を通して計 16,696 件の各種の権利侵害・模倣犯罪事件を摘発し、21,813 人の容疑者を逮捕し、被害額は 64.6 億元であった。公安部は、群衆の健康に危害を及ぼし、公共安全を脅かし、革新発展を妨害する権利侵害・模倣犯罪を主要方向とするのを堅持し、各地で地域を跨ぎ、産業化した模倣品製造・販売網を対象に戦役攻撃をするのを組織し、27 省の公安機関がタバコ関連違法犯罪を集中的に取り締まるのを相次いで手配し、計 129 件を摘発し、容疑者を 343 人逮捕し、169 の犯罪拠点を摘発し、被害額は 12.7 億元であった。3 回の偽造酒犯罪集約取締キャンペーンを実施し、234 件摘発し、容疑者を 598 人逮捕し、457 の犯罪拠点を摘発し、様々なブランド酒の偽造品を 81.8 万本押収し、被害額は 9.56 億元であった。共同して探索監視し、統合して包囲討伐するといった強い勢いを形成した。

(二) 行政法執行

2017年、全国における各級行政法執行機関は行政法執行の効能を一層高め、知的財

産権保護を継続的に強化した。

国家知識産権局は、引き続き専利行政法執行の案件処理に力を入れ、「護航」「雷霆」 特別キャンペーンを深く組織・展開し、大型展示会、電子商取引及び輸出入段階の専 利保護を強化した。年間専利行政法執行の案件処理総件数は 66,649 件に達し、前年 同期比 36.3%増であった。そのうち、専利紛争案件は 28,157 件で、前年同期比 35.0% 増であった。取り締まった専利詐称案件は 38,492 件で、前年同期比 37.2%増であった。

元国家工商行政管理総局は、「商標権利侵害取締『遡源』特別キャンペーン実施方案」を印刷・配布し、全部門で商標権侵害取締「遡源」特別キャンペーンの実施を手配し、商標権侵害商品の生産・販売、登録商標標識の製造などのプロセスに対する全チェーン取締を展開した。全国における各級工商・市場監督管理部門が地理的表示と農産物商標専用権の保護を強化するのを指導し、法により「洛川りんご」地理的表示証明の商標権侵害案件を摘発した。全国における工商・市場監督管理部門は年間を通し計30,130件商標監督管理法執行案件を処理し、案件の総被害額は36,544.63万元で、懲罰・没収金額は47,042.32万元で、そのうち、計26,985件商標権侵害・模倣案件を立件・摘発し、被害額は33,348.33万元で、懲罰・没収金額は44,307.22万元で、172件犯罪嫌疑案件を司法機関に移送した。摘発した模倣・営業秘密侵害など知的財産権を侵害した不正競争案件は計5,839件で、懲罰・没収金額は6,803万元であった。

国家版権局は、著作権の行政法執行に力を入れ、ネット分野の著作権監督管理を強 化し、各種の権利侵害・海賊版行為を取り締まった。「2017 年全国新聞出版(版権) における権利侵害・模倣取締活動要点」を印刷・配布し、著作権法執行検査の展開、 ソフトウェア正規版化の推進徹底などを手配した。国家インターネット情報弁公室、 工業・情報化部、公安部と連携してネットにおける権利侵害・海賊版取締「剣網 2017」 特別キャンペーンを展開し、ネット上の著作権保護及び電子商取引プラットフォーム とモバイルインターネットアプリケーション(APP)の著作権に関する整理整頓に注 目し、各級の版権法執行監督管理部門が巡回検査したウェブサイトは延べ 6.3 万で、 閉鎖した権利侵害・海賊版ウェブサイトは 2,554 で、削除した権利侵害・海賊版リン クは 71 万で、押収した権利侵害・海賊版製品は 276 万点で、立件して調査したイン ターネット権利侵害事件は543件で、公安部門と共同して摘発した刑事事件は57件 で、その被害金額は 1.07 億元であった。重大事件・重要事件の監督検査・処理督促 を徹底的に行い、全国における「打黄掃非(ポルノ・違法出版物取締)」ワーキング グループ弁公室、公安部、最高人民検察院と共同で5つの監督指導検査グループを結 成し、北京など 10 の省(市)に対し事件特別監督指導検査を展開し、年間で浙江嘉 興「3・11」事件、河南尉氏「12・15」―連事件など 23 件の重大事件の処理を督促し

た。

国家版権局は、ソフトウェア正規版化を深く推進し、重点的な監督検査を組織し、ソフトウェア正規版化の長期的メカニズムの構築を推進した。2017年、共同監督検査グループを組織して北京、河北など 10 省(区、市)のソフトウェア正規版化を重点的に監督検査した。特別監督検査グループを組織して遼寧、吉林など 6 省(区、市)の全ての省級政府機関におけるソフトウェア正規版化を全面的に監督検査した。年間で計 389 の機関につき 26,989 台のコンピューターを検査し、前年同期比それぞれ35.54%、242.94%増であった。各級政府機関は年間オペレーティングシステム、オフィス及びアンチウィルスソフトウェアを計 127.7 万本購入し、購入金額は 6.12 億元であった。企業のソフトウェア正規版化は重要な進展を遂げた。中央企業、大手・中型金融機構は基本的にソフトウェア正規版化を実現し、全国で累計 37,667 の企業は検査・検収に合格してソフトウェア正規版化を実現し、中央企業、金融機関が1年間にオペレーティングシステム、オフィス及びアンチウィルスソフトウェアを購入・グレードアップ・メンテナンスするためにかかった金額は計 21.45 億元であった。

元文化部は、各地がネットワーク文化市場に対する監督管理を強化するのを指導・ 監督し、712 件のインターネット文化事件を摘発し、そのうち、オンラインゲーム事件は 495 件、オンラインショー事件は 157 件、オンラインアニメーション事件は 29件、オンライン音楽事件は 22件であった。全国における各級の文化行政部門、文化市場総合法執行機関は年間法執行者を延べ 807.79万人余り出動させ、延べ 331.75万余りの経営単位を検査し、各種の通報・苦情申立を 1.5万件余り受理し、4.37万件余りを立件して調査し、5.59万件余りにつき結末をつけ、延べ 4.14万余りの経営単位に対して警告を出し、1.8億元余りの罰金を科し、延べ 4.525社に休業是正を命じた。

元農業部は、「種子市場監督管理及び品種保護活動を適切に行うことに関する農業部弁公庁の通知」を印刷・配布し、冬の企業監督検査、春節の市場検査及び基地検査を相次いで組織し、湖南、四川など9の主要省を拔取って検査し、重点地域の整理整頓を強化し、種子産業の市場秩序が明らかに好転し、権利侵害事件は2016年に比べて36%減であった。農産物地理的表示の保護を強化し、証書取得後の監督管理を強化し、2017年農産物地理的表示の監視活動を手配し、北京、黒龍江など6省(市)における27種の認定製品につき108のサンプルを監視し、認定製品の品質安全及び品質維持状況を全面的に検証し、監視結果は安全指標合格率100%を示した。「3・15」国際消費者権益日の期間中、全国にわたる標章使用特別検査を組織・展開し、市場環境を効果的に維持した。省級業務機構が農産物地理的表示に対する現場検査を強化するのを指導し、認定製品の品質や評判を確保した。

元国家林業局は、「林業植物新品種権侵害取締特別キャンペーンの継続的な展開に 関する国家林業局科学技術発展センターの通知」を印刷・配布し、2017 年 4 月から 11月にかけて特別キャンペーンを組織し、林業植物新品種権の保護を効果的に促進した。

税関総署は、「清風」キャンペーンを組織・展開し、公安部と共同して 3 件の一連事件の処理督促を展開し、各級税関は権利侵害貨物を計 1.71 万ロット押収し、関わった貨物は 3,777 万点で、被害額は 1.67 億元で、公安機関に百件近くの事件の手掛かりを通報し、「中国製造」の評判を維持した。「龍騰」特別キャンペーンを組織・展開し、150 の重点企業における 2,000 余りの知的財産を重点的に保護した。全国の税関は知的財産権保護措置を 872 回実施し、権利侵害貨物を 253 ロット押収し、関わった権利侵害貨物は 311 万点で、被害額は 4,002 万元で、権利者の直接経済的損失を 7,442 万元挽回した。インターネット分野の特別取締を展開し、郵便、速達便ルートで権利侵害商品を 15,573 ロット押収し、関わった貨物は 13.57 万点であった。全国税関は年間輸出入権利侵害貨物を 19,192 ロット押収し、関わった権利侵害貨物は 4,094 万点余りで、被害額は 1.8 億元であった。そのうち輸出段階で 18,841 ロットを押収し、関わった権利侵害貨物は 4,040 万点で、被害額は 1.79 億元であった。輸入段階で 351 ロットを押収し、関わった権利侵害貨物は 53 万点余りで、被害額は 260 万元余りであった。

四、仕組み及び能力の建設

2017年、国務院の統一的手配に従い、各知的財産部門は政策体系を積極的に整備し、改革・革新を強化し、業務体制を継続的に最適化し、業務能力を全面的に高めた。

国務院は、「新情勢下における知的財産権侵害と模倣・粗悪商品製造販売の取締強化に関する意見」を印刷・配布し、今後一定期間の権利侵害・模倣取締活動の目標、任務及び措置を明確化した。国務院弁公庁は「2017年全国知的財産権侵害と模倣・粗悪商品製造販売の取締活動要点」を印刷・配布し、年間権利侵害・模倣品の取締活動重点を全体的に手配した。

全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪商品製造販売取締活動指導者グループは、統一的計画の役割を果たし、全国指導者グループ全体会議及びテレビ電話会議を開催して業務の手配を行い、意思疎通と協調を強化し、業務の合力を形成した。全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪商品製造販売取締活動指導者グループ弁公室は部門間の地域協力の強化を推進し、監督管理の合力を形成し、中央・省・市・県4級の情報共有システムの構築を基本的に完成し、73万の案件情報を収集した。長江デルタ、汎珠江デルタ、京津冀晋蒙(北京・天津・河北・山西・内モンゴル)、シルクロード経済ベルトの沿線10省(区、市)などの地域協力を組織・展開し、取締の合力を強化し、知的財産分野の信用体系の構築の推進を加速し、国家発展改革委員会、中国人民銀行と共

同して「知的財産権の意図的な侵害・厳重な信用喪失主体に対する共同懲戒の展開に関する協力覚書」を制定した。インターネット、農村及び城郷結合部(都市部と農村部の隣接地域)市場、「一帯一路」沿線の輸出入など重点分野での取締を組織・展開し、重点商品を対象に、目立った問題に注目し、特別キャンペーンを組織・展開し、先頭に立って「外商投資企業知的財産権保護行動案」を印刷・配布した。社会共同ガバナンスを積極的に推進し、「2017年中国権利侵害・模倣取締年次報告書」を発表し、中国インターネット企業知的財産権保護戦略連盟の設立を指導し、権利侵害・模倣下政処罰事件の情報公開を大々的に推進し、社会監督を強化し、権利侵害・模倣取締の社会アンケート調査を展開し、社会共同ガバナンス及び意思決定のための支援を提供した。関係部門と共同して「中国知的財産権保護と事業環境新進展報告書」を起草し、特別記者会見を共同で開催し、過去5年間の中国知的財産権保護と事業環境構築の成果を系統的に展示した。

国務院知的財産戦略実施工作部際聯席会議は第2回全体会議を開催し、「2017年国家知的財産戦略の実施徹底及び知的財産強国建設の加速に関する推進計画」を印刷・配布し、厳格な知的財産権保護活動を手配した。「国家知的財産戦略綱要」施行10年の評価を行い、知的財産権保護の進展と成果を全面的に評価した。「『十三五』国家知的財産権の保護・運用計画の重点任務分担方案」を印刷・配布し、知的財産権保護活動の計画・手配を強化した。

国家知識産権局は、「『専利保護の厳格化に関する若干の意見』の役割分担及び業務 進展方案」を印刷・配布し、専利法執行の監督管理を全面的に強化した。京津冀、長 江経済ベルト、粤港澳(広東・香港・マカオ)などの地域を跨いだ法執行協力を推進 し、公安、税関などとの部門を跨いだ法執行連携を強化した。オンライン専利法執行・ 権利保護の地域を跨いだ協力配置とオンラインからオフラインに移る案件処理体制 を健全化し、協力配置に参加する省の数が23に拡大した。早期審査、早期権利確定、 早期権利保護の協力・連携を推進し、知的財産権保護センター及び早期権利保護セン ターの数は 31 に達し、知的財産通報・苦情申立と権利保護援助サービスネットワー クはほぼ全国をカバーした。知的財産権保護の社会評価体制の整備を推進し、知的財 産権保護の社会満足度調査を完成し、「2016年度知的財産権保護の社会満足度調査報 告書」「2016年度専利保護満足度調査報告書」を形成した。知的財産権保護の規範化 市場の育成認定を引き続き展開し、33の市場を知的財産権保護の規範化市場第3陣と して選定し、32の市場を国家級知的財産権保護の規範化市場第2陣として評価・審査 して認定した。知的財産紛争の仲裁調停試行を引き続き推進し、関連試行機関は3,800 件余りの事件を円満に調停し、500件余りの仲裁事件を受理し、調停組織と仲裁機関 人材チームの建設が大幅に強化された。海外知的財産権情報プラットフォームの構築 を継続的に推進し、「智南針網」というウィーチャット公式アカウントを開通し、189

ヵ国・地域に係る 1,396 の知的財産法律法規を調べることができるとともに、重点国・地域の知的財産環境の概要、知的財産実務ガイドライン、海外知的財産サービス機構、海外実務専門家などの情報を提供している。

元国家工商行政管理総局は、「国家工商行政管理総局による商標ブランド戦略の実 施徹底と中国ブランド建設推進に関する意見」「国家工商行政管理総局による商標登 録利便化改革の深化と商標登録効率の確実な向上に関する意見」を印刷・配布し、商 標ブランド戦略の実施をメインラインとし、商標登録、監督管理及びサービスに重点 を置き、中国ブランドの建設を推進し、商標登録の利便化、監督管理の規範化など各 項の改革を継続的に推進した。「商標異議申立人変更ルートの開通に関する通知」「地 理的表示出願書類の簡素化と出願人の利便性向上に関する通知」「マドリッド協定議 定書に基づく商標の国際登録出願書類及び手続の簡素化に関する通知」などの文書を 印刷・配布し、さらに出願人の各商標業務に対する処理の利便性を向上させた。商標 オンライン出願システムの新バージョンをリリースし、オンライン出願の主体範囲を 徐々に全員に拡大した。上海市、重慶市で商標審査協力センターを設立した。各地の 商標受理窓口と質権設定登記受理拠点を合併・統合し、さらに当事者の利便性を向上 させた。2017 年末まで、全国で計 119 の商標受理窓口、56 の質権設定登記受理拠点 を設立した。香港商務・経済発展局と部門協力協定を締結し、マカオ経済財政司と上 級会談協議を開催し、制度的協力交流を確立した。「海峡両岸知的財産権保護協力協 定」の枠組みの下で、事件の協力処理、優先権通報などの関連活動を続けた。「商標 局による海外における商標権保護体系の確立及び整備に関する業務方案」を制定し、 国内企業の海外での権利保護を指導し、中国商標網で海外権利保護情報プラットフォ ームを構築し、早期警戒情報を適時にリリースした。

国家版権局は、「著作権業務『十三五』計画」を印刷・配布し、「十三五」期間における著作権業務のトップレベル設計を適切に行った。「電子版作品登録証書の規範化に関する通知」を印刷・配布し、作品登録の規範化管理を強化した。淘宝網における出版証明書査定の厳格化を推進し、出版証明書査定の拒否率が58.7%に増加した。人民日報社など10の主要中央新聞社が新メディアサイトと共同して中国新聞メディア著作権保護連盟を発足するのを推進し、全国132の新聞、定期刊行物、放送局、テレビ局は「新聞作品著作権保護の強化に関する声明」を共同で発表した。「2017年正規版ソフトウェアの使用推進の関連業務を適切に行うことに関する書簡」を印刷・配布し、各省(区、市)におけるコンピュータソフトウェア・ハードウェア購入制度及びソフトウェア正規版化考査・評価制度の確立・健全化、正規版ソフトウェア管理の規範化を推進した。著作権模範確立の展開徹底を推進し、現在35の模範単位、5つの模範パーク(基地)を選定しかつ勲章を授与した。中国著作権産業の国民経済に対する貢献の調査研究を展開し、2015年度、2016年度中国著作権産業の国民経済に対する

貢献の調査報告書を発表した。

元文化部は、「デジタル文化産業の革新発展の推進に関する指導意見」を印刷・配布し、司法、行政、技術及び標準を組み合わせたデジタル文化知的財産権保護体系を積極的に確立することを提案した。図書館、美術館、無形文化遺産、演劇団体などの分野の知的財産業務ガイドラインを制定・改正した。中国主導の自主的知的財産権を有する携帯電話(携帯端末)向け漫画・アニメ産業標準が国際電気通信連合の審議を経て可決されかつ発表され、国際標準になることを推進した。無形文化遺産分野の知的財産権保護を強化し、民族地域、辺境地域における伝統的工芸の関連資源を調査・保護し、ハミ市ウイグル族刺繍の伝統的図案・図鑑、内モンゴル地域の民族工芸品データベースを初歩的に完成した。

元農業部は、国家知識産権局、元国家林業局と共同して「植物新品種保護制度の構築の強化に関する報告書」を国務院に提出した。「農業植物既知品種データベースの構築及びメンテナンス規程」「類似品種選別規定」を印刷・配布し、「テスト機構考査管理弁法」「テスト機構考査準則」などの規範的文書を起草し、農業植物新品種の保護と機構の管理・規範化を強化した。元農業部植物新品種テストセンター実験室はCASL認証により、「シトラス品種鑑定のSSR分子マーカー技術」など10余りの技術標準の研究を完成し、技術的なサポート能力が引き続き強化された。種子産業ビッグデータプラットフォームを構築し、品種保護の情報公開を強化し、申請の利便化と処理の効率化を促進した。中国種子協会植物新品種保護専門委員会を設立し、新品種の研究開発・販売・普及・権益維持のプラットフォームを構築した。農産物地理的表示の登録保護を一層強化し、地域の特色ある農業及び区域の特色ある農産物ブランドの発展を促進し、農産物地理的表示登録保護制度の構築を強化し、審査準則及び関連制度手続を整備した。

元国家林業局は、「2017年知的財産強国加速建設の林業推進計画」を制定・実施し、 林業部門での知的財産戦略の実施を全面的に推進した。全国林業部門の植物新品種行 政法執行業務評価活動を組織・展開し、2016年度各省(区、市)の林業植物新品種行 政法執行業務に対して考査・採点した。「林業植物新品種テスト機構の能力評価弁法」 を改正・整備し、林業植物新品種テスト機構の能力評価指標体系を制定した。クルミ 遺伝資源調査・目録作成試行を展開し、林業遺伝資源の保護を一層強化した。15の林 業知的財産基礎データベースを整備し、林業知的財産情報サービスレベルをさらに向 上させた。

税関総署は、北京・天津・河北、長江デルタ、汎珠江デルタなどの地域の税関法執 行協力体制を整備し続け、全国通関一体化改革に全面的に適応した。「知的財産権税 関保護業務規程」の詳しい実行状況を評価し、これからの具体的な改正のための基礎 を定めた。各地の税関の法執行手順と行政処罰の度合いに対する規範化を指導し、重 大事件・難事件の法執行指導を展開した。OEM 法執行難題座談会を複数回開催し、企業調査・研究を展開し、OEM における知的財産権の保護、権利侵害犯罪事件の移送などの法執行難題を解決するための意見や助言を提案した。

公安部は、情報化建設で模倣取締の基礎を固めることを堅持し、タバコ、密輸経済 犯罪の多発態勢に重点を置いて対応し、タバコ、税関などの行政法執行と業界監督管 理部門との長期的な常態化体制の構築を積極的に革新し、国家煙草専売局と共同で初 のタバコに係る犯罪研究判断室を確立し、タバコ違法嫌疑犯罪の取締のためにデータ 支持と研究判断サービスを提供した。アリババ、京東などの電子商取引プラットフォ ームとの業務体制を確立し、データ交換を強化し、権利侵害・模倣類犯罪監視モデル を共同研究・開発し、予測・早期警戒能力を向上させた。

最高人民法院は、裁判指導方式を最適化し、第 16 号の指導的事例を発表し、知的財産事例群の形成を推進し、知的財産権司法裁判の理念、尺度及び基準の統一を積極的に促進した。「中国知的財産権司法保護綱要(2016~2020)」を発表し、知的財産権司法保護の目標と措置を明確化した。各行政部門との協調・連携を強化し、「知的財産法院技術調査官の選任業務の指導意見(試行)」を公布し、技術調査官の選任手続を規範化した。新情勢下の知的財産権保護のホットスポット問題に細心の注意を払い、「ビジネスモデルなどの新形態革新成果の知的財産権保護」「自由貿易試験区の知的財産権保護」などを中心に調査研究及び特別研究を展開した。各知的財産基地の指導を強化し、基地のデータベース構築、基礎研究などの面における役割を十分に発揮し、知的財産権の司法裁判の展開を効果的に支持した。

最高人民検察院は、「行政法執行と刑事司法との連動体制の健全化」といった改革 任務の推進に積極的に参加し、知的財産分野における「二法連動」業務体制の確立・ 健全化を推進した。各地における「二法連動」の情報共有プラットフォームの効果的 な利用を大々的に促進し、10省(区、市)の検察機関は先頭に立って当地域における 「二法連動」の情報共有プラットフォームの構築を完成した。「権利侵害・模倣取締 の行政法執行と刑事司法の情報共有システム管理使用弁法」の貫徹実行を積極的に推 進し、地域・部門・レベルを跨いだ情報共有を実現した。「二法連動」業務の監督・ 考査に積極的に参加した。

五、宣伝

2017年、各知的財産部門は宣伝方式、手段を一層革新し、知的財産権保護の宣伝交流を強化し、知的財産強国建設の良い雰囲気を積極的に醸成した。

国家知識産権局は、第 19 回党大会を迎えるための特別宣伝に全力を入れ、主催又は開催に参加した展示会は 6 回で、組織・計画したトピックス、コラム、特別版、特

集は20以上で、各中央主流メディアのオリジナル報道は100以上で、総文字数が20万文字近くで、第18回党大会以来の知的財産権の保護、運用などの発展成果を集中的に展示した。中央宣伝部門など23の部門と共同して全国知的財産宣伝ウィーク活動を組織し、全国範囲において各種の宣伝活動を延べ1万回以上展開し、直接参加人数は延べ数十万人回に達し、関連ニュース・記事は1万近くで、延べ1億人以上をカバーした。国務院新聞弁公室での「十三五」国家知的財産権保護・運用計画状況と運用計画及び2016年中国知的財産発展状況の発表を含め、年間記者会見を5回開催した。初めて全国青少年科学技術イノベーションコンテストの主催に参加し、講座、展示、相談などの形式で青少年の知的財産権保護意識を向上させた。初めて元国家新聞出版広電総局と共同して全国知的財産の公益広告コンテスト活動を展開し、「知識尊重、イノベーション提唱、誠実順法」といった知的財産文化雰囲気を醸成した。

元国家工商行政管理総局は、「中国商標戦略年次発展報告書(2016)」を発表した。 「2016年工商・市場監督管理部門の商標権侵害の典型的10案件」を選出、発表した。 全国工商・市場監督管理部門を組織して一連の宣伝を展開し、第2回「商標行政法執 行と司法保護連動ハイレベルフォーラム」を開催し、全社会の商標ブランド意識を高 めた。地理的表示による的確な貧困扶助活動の宣伝を強化し、2017年世界地理的表示 大会期間に中国地理的表示製品の展示会を開催し、「商標富農(商標登録による農家 の増収)と地理的表示商標を運用した的確な貧困扶助の10大典型的事例」の募集選 出活動、地理的表示による的確な貧困扶助の10大典型的地級市の推薦選出活動を展 開し、「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムを中心に「一帯一路における地理 的表示」特別宣伝を展開した。人民網、法制日報などの中央メディアを組織して「マ ドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録の基層行」「地理的表示商標を運用した 的確な貧困扶助のメディア基層行」活動を展開した。年間記者会見を2回開催し、各 中央主流メディアは商標登録利便化改革成果、商標ブランド戦略の実施推進の関連記 事を 50 本近く掲載し、総文字数が 10 万文字近くであった。商標専用権質権設定デー タ、商標代理機構届出リスト、地理的表示登録リストなどのデータを積極的に発表し、 各種の業務情報を230通余り発表した。商標改革業務の社会認知度及び影響力が拡大 し続け、社会公衆の商標保護意識が一層強化された。

国家版権局は、中国インターネット上の著作権保護大会を開催し、「2016 年中国インターネット上の著作権保護年次報告書」及び年度重点イベントを発表した。国家版権局サイトで特別コラムを配置し、著作権公益宣伝ビデオを作成・再生し、宣伝ポスター、著作権特集を配置した。国家版権局サイト英語版を開通し、著作権の対外宣伝を自発的に行い、国産ソフトウェアの「走出去(海外進出)」を積極的に推進した。タイ商務部知的財産庁と共同で中泰ソフトウェア著作権協力フォーラムを開催した。「中国におけるソフトウェア正規版化」特集号を編集し、中国ソフトウェア正規版化

の成果を系統的かつ全面的に宣伝・展示した。年間で記者会見(説明会)を計6回開催し、国務院新聞弁公室の記者会見に1回参加した。年間で国家版権局サイトに発表したメッセージは計1,275通であった。公式ミニブログで発表したメッセージは217通で、フォロアー数は115.5万人に達した。「国家版権」ウィーチャット公式アカウントで61回、計73通の画像・テキストメッセージを発表し、フォロアー数は2万人近くであった。「頭条号」で発表したメッセージは260通で、フォロアー数は56.5万人であった。百度「百家号」とテンセント「企鵝号」を相次いで開通し、新メディアを利用して著作権の影響力を拡大し続けた。

元文化部は、全国で優秀なコンテンツ設計作品を募集・選出し、優秀なコンテンツ 設計作品の影響力を拡大し続けた。展示会ロードショー活動を数回組織し、文化産業 の起業、クリエイティブ人材のために推奨・展示プラットフォームを構築し、知的財 産の開発保護意識を強化し続けた。

元農業部は、第 24 回中国楊凌ハイテク成果博覧会プラットフォームを利用し、植物新品種の最新進展と情報を発表した。「農民日報」「中国日報」は農業植物新品種の保護をめぐって 100 通余りのニュース・記事を報道し、宣伝の広さと深さの突破を遂げた。農産物地理的表示の宣伝を強化し、第 15 回中国国際農産物交易会の期間中、農産物地理的表示登録製品の展示コーナーでの展示及び第3回全国農産物地理的表示ブランド説明会などの活動を円満に開催した。農産物地理的表示の世界知的所有権の日での宣伝活動を開催し、農産物地理的表示発展の道程及び保護成果を宣伝した。全国農産物地理的表示の大型ドキュメンタリー「源味中国」を創作し、「中国農産物地理的表示」シリーズ(計 7 冊)を編集・出版し、中国農産物地理的表示の発展成果及び高品質のイメージを宣伝した。

元国家林業局は、「2016 年中国林業知的財産年次報告書」「中国林業植物授権新品種 (2016)」などの重点宣伝資料を出版し、特別サイトを作成して林業知的財産の成果 と最新の進展を展示した。「林業知的財産動態」を 6 号編集・発行した。「中国緑色時報」などのメディアプラットフォームを利用し、林業知的財産権保護特集号を 2 号作成し、林業知的財産権保護の宣伝を全面的に強化した。

税関総署は、「2016 年中国税関知的財産権保護状況」「2016 年中国税関知的財産権保護の典型的案例」を発表し、知的財産権の税関保護の対話交流などの活動を行った。全国の税関は「龍騰」キャンペーンなどの重点活動をめぐり、宣伝手段を革新し、知的財産権税関保護を集中的に報道した。年間で国家級メディア、省級メディアなどを通して千以上の記事を報道し、「龍騰キャンペーン」「税関」をキーワードで検索して得られた関連ニュースリンクは 20 万通以上に達し、知的財産権の税関保護の社会的影響力を効果的に高めた。

公安部は、全国公安機関を組織して「3・15」国際消費者権益日、「5・15」経済犯

罪防止・取締宣伝日及び第 19 回党大会の開催など重要な時期と結び付けて、重点事件をめぐった集中的な宣伝報道を計画し、模倣取締成果を全面的に展示し、世論の気勢を醸成した。米国と協力して「7・7」国境を超えた知的財産権侵害事件を円満に解決しかつ同期宣伝を展開した。中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会と共同して 2017 中国知的財産権刑事保護フォーラム、重点外商投資企業座談会を開催し、広範な宣伝交流を展開した。

最高人民法院は、「全国法院知的財産宣伝ウィーク」活動を行い、記者会見を開催し、「中国法院における知的財産権司法保護状況(2016年)」、「2016年中国法院10大知的財産権案件・50の典型的知的財産権事例」、「最高人民法院知的財産権案件年次報告書(2016)」を発表した。「中国法院における知的財産権司法保護成果展」を初めて開催し、人民法院における知的財産権裁判の成果をまとめて展示した。

最高人民検察院は、「両微一端(「微博・ウェイボー」「微信・ウィーチャット」の 二つの SNS とアプリケーション)」を十分に利用して検察機関の知的財産権保護成果 を広く宣伝し、「2016 年度中国検察機関における知的財産権保護の 10 大典型的事例」 を発表し、検察監督の影響力を効果的に拡大した。特別記者会見を1回開催し、中央 主流メディアで 60 以上のニュース記事を掲載し、「検察日報」、正義網などでコラム を開設して重点的な宣伝を行った。

六、教育研修

2017年、知的財産関連の教育研修は強化されつつ、知的財産人材チーム建設は新たな突破を遂げた。

国家知識産権局は、知的財産強国建設の任務目標を中心に、人材計画の実施を真剣に推進し、『知的財産人材十三五計画』実施の2017年度業務計画」「2017年全国知的財産人材専門能力向上研修計画」を制定し、全国知的財産部門は緊急必要とする人材を重点とした研修コースを5,000回余り展開し、延べ50万人余りに対して研修を実施した。知的財産研修基地の建設を強化し、2017年末まで、全国で26の国家知的財産研修基地の設立を許可し、各研修基地は年間各種の研修コースを計300回余り開催し、延べ3万人余りに対して研修を実施した。教育部と共同して全国小中高校で知的財産試行・模範活動を展開し続け、31省(区、市)の52校は全国小中高校知的財産教育試行学校第2陣に評定された。中国知的財産研修センターは年間延べ約26万人に対して研修を実施し、そのうち、スクーリング研修コースを89回開催し、延べ6,046人に対して研修を実施し、延べ25.2万人に対して知的財産遠隔教育の有効な選科学習を実施した。

元国家工商行政管理総局は、研修を積極的に強化し、関係従業員の業務素質を向上

させ、全国工商・市場監督管理部門の商標ブランド戦略研修コース、商標行政法執行コースを開催し、研修参加者はいずれも100人以上であった。全国法執行幹部、商標代理人、弁護士及び企業法務担当の人員などに対して特別研修コースを12回開催し、研修参加者は3,000人余りに達した。全国商標受理窓口従業員に対して研修コースを5回開催し、商標登録出願受理業務の知識研修を展開し、研修参加者は150人余りに達した。広州、上海などの地域における商標審査協力センターの審査官、及び長春、常州など15都市の質権設定登記受理拠点の従業員に対して商標変更、更新、譲渡などの手続業務の知識研修を実施した。

国家版権局は、異なるメンバーに対して著作権関連内容の研修を実施し、各地や各部門の典型的な経験ややり方を普及させ、著作権関係従業員の職業素質を高め、著作権メディア研修コース、法執行監督管理研修コース、ソフトウェア正規版化活動研修コースなど様々な研修コースを計19回開催し、延べ3,000人に対して研修を実施し、関係者の著作権法に対する専門認識を向上させた。「著作権法執行監督管理研修教員第2陣」の選択任用を開始し、著作権法執行研修教員ライブラリーを整備し続けた。地方各級の版権管理部門は各種の著作権研修コースを計274回開催し、研修参加者は延べ2.4万人余りであった。

元文化部は、文化産業のクリエイティブ人材扶助計画を継続的に実施し、選抜されてデータベースに入った起業・クリエイティブ人材は1,431人で、データベースに入った人材の延べ600人に対して研修を実施した。教育部と共同で「中国無形文化遺産伝承者研修・研究育成計画」を実施し、大学での知的財産権保護の重点的強化に関する課程の設置に参加することを要求した。飲食類老舗の無形文化遺産項目の伝承者と管理者に対して研修コースを開催し、老舗の中華飲食の保護と伝承を強化した。

元農業部は、植物新品種保護の関連研修を積極的に強化し、新品種保護政策法規研修コースを8回開催し、350余りの単位、延べ500人余りが研修に参加した。品種権法執行監督管理研修を展開し、全国各省の種子管理機構の延べ200人が研修に参加した。植物新品種保護・テスト情報化・撮影技術、植物新品種テスト、テスト技術力及び実践操作などの研修コースを開催し、40余りの単位、延べ200人余りが研修に参加した。農産物地理的表示監査員、管理システム、ブランド建設、知的財産などの特別研修を積極的に展開し、全国農産物地理的表示研修コースを3回開催した。

元国家林業局は、「林業植物新品種保護管理」「林業植物新品種テスト技術」「全国 クルミ遺伝資源調査・目録作成」などのテーマを中心に研修コースを開催し、多数の 受講者の植物新品種保護関連の新政策、新知識に対する理解と把握を高めた。

税関総署は、法執行研修を引き続き強化し、全国的研修を2回開催し、全国の税関知的財産権保護の関係指導者及び法執行主力150人余りが研修に参加した。全国の税関は税関区の実際の状況に応じて税関区の的を射た研修を100回余り展開し、権利者

と輸出入企業の関係者、延べ5,000人余りに対して研修を実施した。

公安部は、現場の法執行警官向けに「知的財産権刑事法執行研修コース」を開催し、 現場の捜査・事件処理能力と法執行の規範化レベルの向上を推進した。国際刑事警察 機構と共同して「全国公安機関の知的財産権刑事保護研修コース」を開催し、各地が 法執行の事件処理実践と緊密に結びつけて、情報に対する研究・判定の早期警戒を強 化するよう指導した。

最高人民法院は、「知的財産裁判指導」「中国知的財産指導事例評注(第8号)」「最高人民法院知的財産裁判事例指導(第9号)」「中国知的財産権司法保護年鑑(2015-2016)」を編集・出版し、月毎に知的財産裁判動態及び業務報告書などを編集・発表するという形式と結び付け、全国各級法院の知的財産業務廷・室と常態化した業務指導及び交流体制を形成した。全国法院の知的財産権裁判実務研修コースを開催し、全国各地方法院の計120名の裁判官が研修に参加した。

七、国際協力

2017年、各知的財産部門は世界知的所有権機関などの国際機関及び各国・各地域の知的財産機関との協力関係を深化し続け、国際規則の制定に積極的に参加し、交流・協力を強化し、知的財産権保護の国際協力の新たな階段を昇った。

国家知識産権局は、先頭に立って関係部門が世界知的所有権機関の枠組み傘下及び 植物新品種保護国際同盟などの国際機関の各種の会合に参加するよう組織、協調し、 申長雨局長は中国政府代表団を率いて世界知的所有権機関の第 57 回加盟国総会の一 連の会合に出席し、中国は継続的に計画・予算委員会、調整委員会及びパリ同盟の執 行委員会の構成員に当選した。世界知的所有権機関との協力を強化し、中国政府を代 表して「中華人民共和国政府と世界知的所有権機関における『一帯一路』知的財産協 力の強化に関する覚書」を締結し、「専利協力条約」国際機関指定の延長に関する協 力覚書を締結し、ボアオ・アジア・フォーラム年次総会期間中、知的財産セミナーを 共同開催した。継続的に中米両国政府間の対話体制に深く参加し、中欧知的財産対話、 中英、中仏経済財政金融対話政策成果に関する協議、中伊政府間委員会会合、及び中 欧、中瑞知的財産ワーキンググループ会議などに積極的に参加した。中日韓自由貿易 協定及び東アジア地域包括的経済連携、中グ自由貿易協定、及び中国-ユーラシア経 済連合経済貿易協力協定の知的財産に関する交渉に積極的に参加した。特許・工業品 意匠の中米欧日韓五庁協力に深く参加し、第10回五大特許庁長官会合に出席し、「2017 年五大特許庁協力共同声明」を締結し、工業品意匠五庁協力年次会合に参加し、「工 業品意匠五庁協力運用ガイドライン」を可決した。BRICs における知的財産協力の新 たな突破を遂げるよう推進し、知的財産協力強化の関連内容を「BRICS 首脳アモイ宣 言」に盛り込み、輪番議長国として第9回 BRICS 特許庁長官会合を主催した。第8回中国-ASEAN 特許庁長官会合を主催し、「2017-2018 年度中国-ASEAN 知的財産協力業務計画」を審議・可決した。中モ露、中日韓等の多国間協力及び米国、欧州連合、日本、韓国、スイス、カンボジアなどとの二国間協力を継続的に強化し、カンボジアはその国内で中国の特許権付与の結果が認められる初の国となった。年間知的財産の多国間・二国間協力協定、共同声明、諒解覚書、議事録、業務計画などを計52件締結した。

元国家工商行政管理総局は、商標分野の国際規則の制定に積極的に参加し、地理的 表示をめぐる中欧間の交渉、東アジア地域包括的経済連携、中国-ユーラシア経済連 合経済貿易協力協定、外国裁判所の判決承認及び執行協定などの枠組みにおける数回 の交渉に参加し、中国の国際商標分野での制度的発言権と影響力を向上させた。世界 知的所有権機関との協力を引き続き強化し、加盟国総会、法律常設委員会会合、法執 行相談委員会会合、ワーキンググループ会合など一連の会合に積極的に参加した。「標 章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則」 などの国際条約の改正に参加した。国際商標協会第139回年次総会に参加した。世界 知的所有権機関と協力して共有データベースを構築し、世界地理的表示大会と中国商 標金賞授賞大会を共同で開催し、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン 協定と原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブアクトに基づ く共通規則 | 制定ワーキンググループ第2回会議に参加した。米国、欧州連合、日本、 韓国などの主要国又は地域の商標主管部門との協力を継続的に深化し、2017年商標五 庁中間会合及び年次総会、第6回中日知的財産ワーキンググループ会合、中欧の地理 的表示保護と法執行体系フォーラム、2017年地理的表示国際的フォーラムに参加した。 欧州連合知的財産庁、米国特許商標庁と緊密かつ長期的な協力体制を確立した。フラ ンス、イギリス、イタリア、ロシア、フィンランド、韓国、デンマーク、カナダ、南 アフリカ、チリなどの国の商標主管機関や在中国大使館との連携を強化し続け、商標 事件について来訪してきた有名な外国企業を複数回招待した。有名企業の欧州連合で の商標登録を指導し、中国企業の商標がチリで大規模に抜け駆け登録されたという問 題を協調・解決した。

国家版権局は、国際著作権での発言体系の構築を引き続き強化し、世界知的所有権機関の各関連委員会会合に積極的に参加し、サミットフォーラム及びセミナーを複数回共同開催し、様々な手段を講じて「視聴覚的実演に関する北京条約」の早期発効を推進し、現在既に19ヵ国はこの条約を批准し又はこれに加入した。世界貿易機関第7回対中貿易政策審議及び中国の他の加盟国に対する貿易政策審議に参加した。アジア太平洋経済協力知的財産権専門家会合などに参加し、著作権に関する多国間業務に積極的に対応した。著作権の二国間交流・協力をさらに強化し、中米、中英、中日、中

泰の著作権交流協力関係を固め、イギリスと部級の政府間著作権会談を行い、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、スペインなどの国との著作権交流を強化した。外交部、商務部などと連携して中国-ユーラシア経済連合経済貿易協力協定の実質的交渉を完了し、「東アジア地域包括的経済連携」、中日韓自由貿易協定など自由貿易地域の交渉を推進し、中欧、中日、中露、中米、中英などのワーキンググループ交渉を積極的に展開した。

元農業部は、元国家林業局と共同して、先頭に立って植物新品種保護国際高級セミナーを開催した。植物新品種保護国際同盟機関と連携して317の国際植物新品種テストガイドラインの中国語版を作成し、植物新品種権国際出願プラットフォームの研究開発と発足を完成した。職員を派遣して植物新品種保護国際同盟の一連の会合に参加させた。「中欧植物新品種保護戦略協力協定」を締結し、品種保護の多国間・二国間交流協力を推進した。ミャンマーに職員を派遣して第10回東アジア植物新品種保護フォーラムに参加させた。米国、フランス、ドイツ及びスイスに職員を派遣して近代的な種子産業知的財産制度を調査・研究した。農産物地理的表示保護の国際協力を積極的に展開し、中欧、中米、中グ、中国-ユーラシア地域などの多国間・二国間の対話協議に全面的に参加し、中欧地理的表示協定第13~第15回交渉の全過程に参加した。中欧農産物地理的表示の国際協力研究を展開し、広西省百色市で中欧農産物地理的表示ワーキング現場会議を開催し、地理的表示農産物の「走出去(海外進出)」能力を高めた。

元国家林業局は、職員を派遣して植物新品種保護国際同盟の理事会、技術ワーキンググループ会合など一連の会合に参加させた。国際連合食糧農業機関食糧農業遺伝資源委員会第 16 回定例会に参加し、中国は再びアジアを代表して国際連合食糧農業機関林業遺伝資源委員会ワーキンググループの構成員に当選した。第 2 回アジア太平洋地域林木遺伝資源保護研修コースを開催した。中欧の知的財産協力、中加の自由貿易地域の交渉などの活動に参加し、中米、中日植物新品種テスト技術の交流活動を展開した。欧州連合と植物新品種保護協力協定を締結し、植物新品種保護管理及びテスト技術などの面における全面的な協力を行い、林業植物新品種保護のレベルを強力に高めた。

税関総署は、世界税関機構というプラットフォームを十分に利用し、発展途上国に認定専門家を3回派遣して中国知的財産権の税関保護の成果と経験ややり方を宣伝した。世界知的所有権機関との協力を強化し、世界知的所有権機関知的財産権保護の法執行に関する認定専門家を1名新規追加した。「一帯一路」沿線国・地域との知的財産権保護の交流を強化し、「『一帯一路』沿線国における知的財産権税関保護規範集」を発足した。米国、欧州連合、ロシア、日本、韓国などの国・地域の税関との法執行協力を継続的に深化し、国境を越えた共同法執行行動を展開し、米国税関と中米に往

来する重点商品を対象とした共同法執行行動を展開し、ロシア税関と郵便・速達便ルートにおける知的財産権保護の共同法執行行動を展開した。

公安部は、知的財産権分野の国際法執行協力を継続的に推進し、前向きかつオープンな態度で、より広範な協力プラットフォームを整備・構築し、国際刑事警察機構及び米国、欧州連合など35の国際機関、国・地域の法執行機関との協力を確立かつ維持した。国際刑事警察機構及び中米、中欧知的財産権刑事法執行分野会談体制などの協力ルートに依託し、常態化した協力局面の構築を推進した。米側と共同してニューヨークで2017年中米知的財産権刑事法執行会談を共同開催し、双方は二国間の法執行協力の更なる強化と深化、特に常態化協力体制の整備について検討しかつ合意した。中米刑事法執行共同連絡グループなどのプラットフォームを十分に利用し、重点事件をめぐって知的財産権刑事法執行の協力を深化、革新し、法執行協力のチャームポイントを造り上げた。

最高人民法院は、職員を派遣してハーグ国際私法会議「外国民事判決の承認・執行条約」の交渉に参加させ、招きに応じて世界知的所有権機関に訪問しかつ司法交流と協力諒解覚書を締結した。職員を派遣して中瑞、中米、中豪、中露、中欧などの各種の知的財産対話や交渉に参加させ、職員を派遣して第 139 回国際商標協会年次総会、司法機関における知的財産権の汎用的な遠隔教育課程研究開発の裁判官会議などの国際会議に参加させた。

出所:

2018 年 4 月 25 日付け中華人民共和国国家知識産権局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務 所で日本語仮訳を作成

http://www.sipo.gov.cn/gk/zscqbpsx/1123565.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。